

近代日本政治における緊急勅令の概要

増 田 知 子

<目次>

はじめに

第一章 近代日本の法治と緊急勅令

一 明治憲法の形式的立憲主義

二 法律・勅令・緊急勅令

三 政党内閣の「大権政治」

第二章 緊急勅令の全体像

一 帝国議会の事後承諾

二 責任解除

三 事後統制の否定

四 準戒厳（行政戒厳）の緊急勅令

結語

はじめに

自由民主党の「日本国憲法改正草案 Q&A 増補版」（以下、自民党改憲草案とする）によると、閣議を不要とする内閣総理大臣の独裁規定（「専権事項」）が置かれており、①行政各部の指揮監督・総合調整権、②国防軍の最高指揮権、③衆議院の解散の決定権が挙げられている¹⁾。近代日本政治研究者からすると、自民党改憲草案は明治憲法下では実現できなかった文官への、平時・戦時の権力の集中がめざされているように見える。一九三〇年代初期の政党内閣制の崩壊期以降は、閣議ではなく、陸軍・海軍・外務・大蔵などの関係閣僚だけで重要事項の調整・決定が行われるよ

1) 自由民主党HP「日本国憲法改正草案 Q&A 増補版」23頁参照。URL: <http://constitution.jimin.jp/faq/>

うになった。閣議を不要とすることについて、こうした意思決定のあり方が想定されているように思われる。

また、この説明の個所には触れられていないが、こうした首相の独裁的権力については、自民党改憲草案第九章の「緊急事態宣言」(九十八条)および「緊急政令」(九十九条)も関連づけて検討する必要があると考えられる²⁾。(下線—筆者註)

「第九章 緊急事態 (緊急事態の宣言)」

第九十八条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

2 緊急時の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。

4 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。

(緊急事態の宣言の効果)

第九十九条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治

2) 同前、64-65頁。

体の長に対して必要な指示をすることができる。

2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

4 （以下略）」

自民党改憲草案九十九条の「緊急政令」は「法律と同一の効力を有する命令」という点で、現行法の緊急政令とは本質的に異なるものとなっている。草案の「緊急政令」および首相独裁による財政支出・処分権の規定は、緊急時の内閣の「立憲独裁」という点で、現行法ではなくむしろ明治憲法下の緊急勅令（八條立法、七十條財政処分）との共通点を持っている。決定的な違いは、明治憲法では発令者が首相ではなく天皇であったことと、濫用を防ぐ目的の事前統制と事後統制（事後承諾）が手続き上備えられていたことである。

明治憲法の起草者たちは、議会による事後統制が不可欠であることを認めていた³⁾。しかし実際の政治過程においては、帝国議会の事後統制ではなく、枢密院による事前統制が機能することとなった。天皇が発令の可否を判断することから、天皇大権という独裁的権力に依拠した枢密院は統制の実効性を確保できた。宮中におかれた枢密院は、次に掲げる憲法第一章の天皇大権を統制する役割を負っていた。枢密院は宮中に置かれた機関ではあったが、顧問官は宮内官ではなく國務事項に関与する国家官僚であった。専制主義と立憲主義の折衷的な統制が天皇大権の手続きに組み込まれていたことは、憲法の外見にもかかわらず、実質的に独裁政に陥らないための重要な仕組みの一つと言えた⁴⁾。

3) 伊藤博文著・宮沢俊義校註『憲法義解』（岩波文庫、1982年）、31-32頁。

4) 『樞密院問題 朝日経済叢書・5』（朝日新聞社、1930年）、拙著『天皇制と国家』（青木書店、1999年）三・四章、油井正臣編『枢密院の研究』（吉川弘文館、2003

他方、内閣にとって緊急勅令は、世論の批判を招くことが予想される立法行為または財政支出を行う場合、大変都合のよい手段だった。通常の政治過程には憲法が保障している議会の予算審議および質問権を通じた政府の外交・行政への監督という機能が組み込まれている。それらを丸ごと排除して立法と財政処分を行える緊急勅令が内閣に「濫用」されることは、政治ゲームとしてはむしろ当然とも言えた。それをどのように統制するのか、立憲主義と民主主義による具体的な政治機能が問われることとなる。

こうした緊急勅令の政治過程への影響については、現在の憲法論議から抜け落ちてしまっていると考えため、すでに別稿で「緊急政令」についての現行法と自民党憲法草案との違い、明治憲法の緊急勅令と自民党草案の「緊急政令」の共通点、枢密院の事前統制の事例などを論じた⁵⁾。

そこで本稿では、そもそも法律と命令の区分を重視した明治憲法の形式的立憲主義がどのように統治法を整備していったのか、概括的ではあるが数量的な把握と検討を行い、その上で近代日本政治における緊急勅令の役割を示したいと考えている。半世紀以上にわたるタイムスパンで見たとき、政府が立憲独裁に依存すると立憲主義・民主主義に何らかの「変形」が発生すると考えられる。その「変形」を検証する事例として、近代日本政治における緊急勅令の全体像を把握することを試みたい。

そこで第一章は、明治十九年の公文式制定以降の年次別の法律・勅令・緊急勅令の数を表示することで、行政権と立法権の効力の格差について検討する。このような把握の仕方はおそらくこれまで行われてこなかったと思われる。法治を権力の発生源の区別（法律、勅令、緊急勅令）から検討することにより、形式的立憲主義についての新たな知見を獲得できればと思っている⁶⁾。第二章では、相当の紙幅を割くことになるが、すべての緊急勅令の件名および議会の事後承諾の結果等についての一覧表を作成し表示することとする⁷⁾。その表を読み込みながら事後統制の手続きと自由主義保守主義政党・官僚たちによる現実の政治過程における選択について検

年）等を参照。

5) 拙論「改憲問題と明治憲法の緊急勅令」『歴史評論』2017年6月号（掲載予定）。

6) 典拠資料等については各表題に付記している。また、名古屋大学法学研究科附属法情報研究センターの協力教員で同大情報基盤センター教授の外山勝彦氏が国立国会図書館の「日本法令索引データベース」に基づき独自に作成された日本の法令データも参照・確認のため使わせていただいた。

7) 同前。

討を行うこととする。

第一章 近代日本の法治と緊急勅令

一 明治憲法の形式的立憲主義

明治憲法の立憲主義とは、法律と命令との区分を厳守するという意味での形式的立憲主義にすぎなかった。憲法第二章の臣民の権利義務、すなわち臣民（個人）の自由と権利を制限し義務を課すことは法律事項とされていた（法律の留保）。しかし、この立法事項の例外として憲法第一章には天皇の「大権命令」掲げられていた。「大権命令」の施行に関するものは勅令を以て制定すべきものとされ、法律を以てしては「大権命令」を変更することはできなかった。また、本来、臣民の権利を保障した第二章については、法律によらなければ許されない「逮捕監禁審問處罰」（二三條）を、大権規定の第九條の独立命令による警察命令で行うことが認められていた。ただし、第九條の独立命令はすべて法律を変更することはできないが、法律によりそれらの命令を変更できるとされていた。

明治憲法の国家権力の発動の形式は主に法律と勅令で区分されており、これらは一括して国務事項とされていた。だが、それとは別に、軍令による統帥事項が独立して設定されており、国務と統帥とが並立する形で国家権力を二分していた。国務と統帥の並立は、政治、行政、外交、法制にわたる大きな課題となっており、法律による人権保障の脆弱さはこうした複雑な法治構造にも起因していた。

<本文の参照条文>（下線—筆者註）

第一章 天皇

（略）

第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス

第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス
此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

論 説

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

(略)

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

(略)

第二章 臣民權利義務

第二二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

第二三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

第二四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ

第二五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラレ、コトナシ

第二六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ

第二七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ
公益ノ爲ニ必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

第三一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

(略)

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ為スコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

二 法律・勅令・緊急勅令

次の〈表1〉は、一八八六（明治十九）年に公公式が制定され、法律と命令を区分する法形式が採用された年から一九〇七（明治四十）年の公式令の制定を経て、連合国軍の占領統治下に日本がおかれ明治憲法が失効する一九四七（昭和二二）年五月二日までの約六二年間を対象としている。この時期に公布された法律、勅令、緊急勅令の件数を年次別に示したものである。なお、緊急勅令は勅令の形式を以て制定・公布されているので、勅令の内数となる。

〈表1 明治憲法下の年次別法律、勅令、緊急勅令公布件数〉

内閣官房編『内閣制度七十年史』（大蔵省印刷局, 1955年）、679 - 688頁、および「昭和十年四月 緊急勅令集 内閣法制局」（「佐藤達夫関係文書」目録番号 1365 に所収、国立国会図書館所蔵）に依拠して筆者が作成した。なお、本文と関係するものについては太字で強調してある。

西暦	和暦	法律	勅令	緊急勅令 八條	緊急勅令 七十條	八條、 七十條の 併用	内閣 (総理大臣)
1886	明治 19	2	85				伊藤博文
1887	明治 20	1	83				
1888	明治 21	4	99				黒田清隆 4.30 ~
1889	明治 22	34	146				山縣有朋 12.24 ~
1890	明治 23	109	296				
1891	明治 24	5	249	1			松方正義 5.6 ~
1892	明治 25	9	118				伊藤博文 8.8 ~

論 說

1893	明治 26	19	262				
1894	明治 27	25	204	4	2		
1895	明治 28	32	167	2			
1896	明治 29	94	402	2			松方正義 9.18 ~
1897	明治 30	50	460				
1898	明治 31	32	363	2			伊藤博文 1.12 ~ 大隈重信 6.30 ~ 山縣有朋 11.8 ~
1899	明治 32	109	460	3			
1900	明治 33	87	415	1	1		伊藤博文 10.19 ~
1901	明治 34	39	227				桂太郎 6.2 ~
1902	明治 35	50	277				
1903	明治 36	12	296	1	1		
1904	明治 37	19	238	6	1	併用 1 件	
1905	明治 38	71	290	4	1	併用 1 件	
1906	明治 39	57	323				西園寺公望 1.7 ~
1907	明治 40	52	351				
1908	明治 41	63	319				桂太郎 7.14 ~
1909	明治 42	45	350	1			
1910	明治 43	65	457	9	4	併用 1 件	
1911	明治 44	75	297				西園寺公望 8.30 ~
1912	明治 45	24	153				
小計		1184	7387	36	10		
1912	大正 1	3	57				桂太郎 12.21 ~
1913	大正 2	20	317				山本権兵衛 2.20 ~
1914	大正 3	45	264				大隈重信 4.16 ~
1915	大正 4	29	237	1			
1916	大正 5	45	264				寺内正毅 10.9 ~
1917	大正 6	29	242	2			
1918	大正 7	43	403	2			原 敬 9.29 ~
1919	大正 8	61	499	2			
1920	大正 9	60	592	6			
1921	大正 10	102	486	2			高橋是清 11.13 ~
1922	大正 11	75	527				加藤友三郎 6.12 ~

近代日本政治における緊急勅令の概要（増田）

1923	大正 12	57	528	15	2	併用 1 件	山本権兵衛 9.2 ～
1924	大正 13	24	469	1	1		清浦奎吾 1.7 ～ 加藤高明 6.11 ～
1925	大正 14	52	331	1			
1926	大正 15	83	357				若槻礼次郎 1.30 ～
小計		728	5573	32	3		
1926	昭和 1	0	5				
1927	昭和 2	56	382	1			田中義一 4.20 ～
1928	昭和 3	7	290	1			
1929	昭和 4	67	403				浜口雄幸 7.2 ～
1930	昭和 5	9	245				
1931	昭和 6	69	299	1			若槻礼次郎 4.14 ～ 犬養毅 12.13 ～
1932	昭和 7	35	398	2	3		斎藤實 5.26 ～
1933	昭和 8	58	338				
1934	昭和 9	54	403				岡田啓介 7.8 ～
1935	昭和 10	47	326				
1936	昭和 11	45	475	3	1		廣田弘毅 3.9 ～
1937	昭和 12	94	747	1			林銑十郎 2.2 ～ 近衛文磨 6.4 ～
1938	昭和 13	87	798				
1939	昭和 14	89	905				平沼騏一郎 1.5 ～ 阿部信行 8.30 ～
1940	昭和 15	108	955				米内光政 1.16 ～ 近衛文磨 7.22 ～
1941	昭和 16	99	1253	2			近衛文磨 7.18 ～ 東条英機 10.18 ～
1942	昭和 17	86	854				
1943	昭和 18	111	961				
1944	昭和 19	33	677				小磯国昭 7.22 ～
1945	昭和 20	64	737	2			鈴木貫太郎 4.7 ～ 東久邇宮稔彦親王 8.17 ～ (占領統治 9.2 ～) 幣原喜重郎 10.9 ～
1946	昭和 21	64	634	8	7	併用 2 件	吉田茂 5.22 ～

1947	昭和 22	88	207				
小計		1370	12292	21	11		
総計		3282	25252	89	24		* 緊急勅令の併用を 1 件と数えると合計 107 件。 占領期八條 10 件、七十條 7 件。

三 政党内閣の「大権政治」

近代日本において法律と命令の形式が定められて以降、明治憲法が失効するまでの六二年間に公布された法律は 3282 件、勅令は 2 万 5252 件であり、合計 2 万 8534 件となる。全法律・勅令中、法律の割合は 11.5%、勅令の割合は 88.5%である。明治憲法の形式的立憲主義による法治を数量的に表現すると、約九割の独裁的権力の効力に対し、一割強の民主主義の効力ということになる。天皇大権と通常三ヶ月しか開催されない議会の立法権との権力格差がいかに大きかったかがわかる。

緊急勅令は 107 件で、勅令数中緊急勅令が占める割合は 0.42%、全法令中に占める割合は 0.37%である。政府は国務事項において九割近い独裁的権力を行使していた上に、さらに緊急勅令を使っていたのである。議会開会中は緊急勅令を使うことは許されていなかったが、議会の会期は憲法四十二條で「帝国議会ハ三箇月ヲ以テ会期トス」(延長は可能)と定められており、通常は一年のうち四分の一の期間しか機能していなかった。時間にして四分の三を占めた行政府の支配の下で、緊急事態が発生すれば内閣は臣民の権利義務にかかる法律事項について、緊急勅令か臨時議会招集により対応することとなるのであった。

そこで、何が緊急でどこまでを「立憲独裁」で行うのか、法律事項については議会の立法権を侵害してはならないという形式的立憲主義の原則をめぐり、強力な事前統制を行う専門的・経験的能力のあった枢密院と、民主主義的手続きで政権を獲得した政党内閣とが激しく対立することとなる。今日から見ると大変興味深いことに、明治憲法下で民主化のピークにあった政党内閣制の時代の約八年間は、形式的立憲主義と民主主義との強い緊張関係の中で政治過程が展開していた。

<表1>について、注目すべきこととして、形式的立憲主義が一九三六（昭和十一）年に発生した二・二六事件を経て、翌年の日中全面戦争を迎えて本格化する戦時体制期にも有効であったことが挙げられる。六十二年間中、一年間に百件以上の法律を制定公布したのは、第一次・第二次山縣有朋内閣、高橋是清内閣、米内光政内閣、そして東条英機内閣のわずか五内閣にすぎなかった。そのうち政党内閣は高橋是清のみである。二度の山縣内閣は超然主義の典型的な寡頭政であり、米内と東条の内閣は国家総動員を行った戦時体制期の政権であった。

この戦時体制期には、膨大な数の勅令が公布されている。勅令について興味深いことに、初の本格的政党内閣である原敬・立憲政友会内閣は、法律の十倍近い勅令を発令していた。一年間で公布した勅令数は戦時体制期の内閣を除くと第一位となっている。さらに、戦前民主主義のピークにあった政党内閣制の時代でも、法律に比べ圧倒的な量的格差をつけて勅令が発令されている。議会が与党多数であるか否かにかかわらず、日本の自由主義保守主義政党内閣の政権は、立法権を駆使することで既存の勅令を改廃するのではなく、また議会主義による民主化を推進したのでもなかった。少数の藩閥指導者による寡頭政支配が独占していた「天皇大権」を奪取し、その権力に依存する「大権政治」を行っていたのである。

第二章 緊急勅令の全体像

一 帝国議会の事後承諾

それ故、政党内閣の時代となっても、緊急勅令について事前統制と事後統制がどのようにして実効性を持って行われるのかは重要な課題であった。枢密院の事前統制については別稿で論じたところであるので、第二章では議会の事後統制について検討したい。

衆貴両院のうち一院の承諾決議が得られなければ緊急勅令は失効した。次に掲げる<表2>は、107件の緊急勅令の公布日・件名、八條または七十條の発令にかかる目的、および帝国議会事後承諾の結果等を示したものである。長大なデータであるがこれについてもこれまで紹介されてこなかった内容であるため、一覧できる形式で掲載することとしたい。

＜表 2 緊急勅令の公布日・件名・目的・帝国議会后承諾、等一覧＞

前出の「昭和十年四月 緊急勅令集 法制局」を筆者が加工したものである。昭和十一年以降（表番号 86 - 107）については同「追録目次」に依拠している。なお、失効・廃止等に関する記載については、2017年3月3日現在の国立国会図書館「日本法令索引データベース」で確認したものを含んでいる。

	公布年月日	件名	目的	帝国議会の事後承諾、等
1	明治 24 年 5 月 16 日	勅令第四十六號 新聞紙雜誌又ハ文書圖書ニ 關スル件	八條 (立法)	第二回帝国議会に提出し審議 未了中に議会解散のため第三 回帝国議会に提出。 不承諾：先議貴族院承諾、衆 議院不承諾。 失効：明治二十五年六月十日 勅令四十七號「明治二十四年 勅令第四十六号（内務大臣特 ニ命令ヲ發シ新聞紙雜誌文書 図画ニ外交上ニ係ル事件ヲ記 載スル者ヲシテ草案ノ檢閲ヲ 受ケシム）ハ将来効力ヲ失フ ノ件」による。
2	明治 27 年 6 月 15 日	勅令第六十七號 海外派遣ノ軍隊、軍艦、軍 衛其ノ他軍人軍屬ニ關スル 郵便物ノ件	八條 (立法)	貴衆兩院承諾 廃止：→22 による。
3	明治 27 年 8 月 2 日	勅令第三百三十四號 新聞紙雜誌及其ノ他ノ出版 物ニ關スル件	八條 (立法)	議会不提出 廃止：→7 による。
4	明治 27 年 8 月 2 日	勅令第三百三十五號 文武官其ノ他官廳ノ命ニ依 ル者ノ外日本臣民管轄地方 廳ノ許可ナクシテ朝鮮國ニ 渡航スルコトヲ禁スルノ件	八條 (立法)	不承諾：先議貴族院承諾、衆 議院不承諾 失効：明治二十七年十月 二十四日勅令第百八十四號「明 治二十七年勅令第三百三十五号 効力ヲ失フノ件」による。
5	明治 27 年 8 月 14 日	勅令第四百三十三號 朝鮮事件費ニ關スル財政上 必要處分ノ件	七十條 (財政)	兩院承諾 廃止：昭和二十九年五月 二十二日法律第二百一十一號 「大藏省関係法令の整理に関 する法律」による。

近代日本政治における緊急勅令の概要（増田）

6	明治 27 年 8 月 16 日	勅令第百四十四號 軍事公債條例	七十條 (財政)	両院承諾 廃止：昭和二十九年五月 二十二日法律第二百一號 (前出)による。
7	明治 27 年 9 月 13 日	勅令第百六十七號 明治二十七年勅令第 百三十四號廃止ノ件	八條 (立法)	帝国議会不提出
8	明治 28 年 7 月 1 日	勅令第九十二號 臨時陸軍軍法會議並其管轄 地内ニ於ケル陸軍刑法ノ適 用ニ關スル件	八條 (立法)	両院承諾 廃止：大正十年四月二十六日 法律第八十五號「陸軍軍法會 議法」による。
9	明治 28 年 10 月 14 日	勅令第百四十四號 文武官其ノ他官廳ノ命ニ依 ル者ノ外日本臣民管轄地方 廳ノ許可ナクシテ朝鮮國ニ 渡航スルコトヲ禁スルノ件	八條 (立法)	不承諾：貴院承諾、衆院不承 諾 失効：明治二十九年四月十三 日勅令第百三十四號「明治 二十八年勅令第四百四十四号 (朝鮮國へ渡航禁止ノ件) 効 力ヲ失フノ件」による。
10	明治 29 年 5 月 11 日	勅令第二百四號 文武官其ノ他官廳ノ命ニ依 ル者ノ外日本臣民管轄地方 廳ノ許可ナクシテ朝鮮國ニ 渡航スルコトヲ禁スルノ件	八條 (立法)	帝国議会不提出 廃止：→ 11 による。
11	明治 29 年 12 月 21 日	勅令第三百九十八號 明治二十九年勅令第二百四 號廃止ノ件	八條 (立法)	帝国議会不提出
12	明治 31 年 2 月 9 日	勅令第二十一號 刀劍銃砲槍戟仕込刀釵仕 込銃竹槍棍棒其他人ヲ殺傷 スルニ足ル物件携帯禁止ニ 關スル件	八條 (立法)	未了、但し不承諾と看取せる 例：貴族院承諾、衆議院解散 失効：明治三十一年七月十九 日勅令第六十九号による。
13	明治 31 年 7 月 19 日	勅令第七十號 衆議院議員選舉取締ニ關ス ル罰則ノ件	八條 (立法)	不承諾：先議の衆議院不承諾 失効：明治三十二年二月 二十二日勅令四十二號「明治 三十一年勅令第七十号（衆 議院議員選舉取締ニ關スル 罰則）失効ノ件」による。
14	明治 32 年 6 月 17 日	勅令第二百七十八號 文武官其ノ他官廳ノ命ニ依 ル者ノ外日本臣民管轄地方 廳ノ許可ナクシテ朝鮮國ニ 渡航スルコトヲ禁スルノ件	八條 (立法)	帝国議会不提出 廃止：→ 15 による。

論 説

15	明治32年 8月17日	勅令第三百七十六號 明治三十二年勅令第三百七十八號廢止ノ件	八條 (立法)	帝国議會不提出
16	明治32年 8月17日	勅令第三百七十七號 府縣會議員及郡會議員選舉ニ關スル罰則ノ件	八條 (立法)	不承諾：先議の衆議院不承諾失効：明治三十三年三月七日勅令第四十三號「府県會議員及郡會議員選舉ニ關スル罰則失効力ノ件」による。
17	明治33年 6月27日	勅令第二百七十七號 清國事件費ニ關スル財政上必要處分ノ件	七十條 (財政)	兩院承諾 廢止：昭和二十九年五月二十二日法律第二百一十一號(前出)による。
18	明治33年 7月5日	勅令第二百九十四號 馬匹ノ輸出ヲ禁止スルノ件	八條 (立法)	兩院承諾 廢止：昭和二十九年六月一日法律第一三七號「農林省關係法令の整理に関する法律」による。
19	明治36年 2月3日	勅令第八號 災害地地租延納ニ關スル件	八條 (立法)	不承諾：先議の衆議院不承諾失効：明治三十六年六月十六日勅令第百號「災害地地租延納ニ關スル件効力ヲ失フノ件」による。
20	明治36年 12月28日	勅令第二百九十一號 財政上必要處分ノ件	七十條 (財政)	兩院承諾 廢止：昭和二十九年五月二十二日法律第二百一十一號(前出)による。
21	明治37年 1月23日	勅令第十一號 防禦海面令	八條 (立法)	兩院承諾 廢止：昭和二十年十月十五日勅令第五七六號「昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク要塞地滯法廢止等ノ件」による。
22	明治37年 2月6日	勅令第十九號 軍事郵便物ニ關スル件	八條 (立法)	兩院承諾 廢止：昭和二十一年十一月二十二日勅令第五六二號「昭和二十年勅令第五百四十二號ボツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に関する件に基く船舶保護法の廢止等に関する勅令」による。

近代日本政治における緊急勅令の概要（増田）

23	明治 37 年 6 月 28 日	勅令第七十七號 外國ニ於テノミ流通スル硬 貨紙幣銀行券帝國官府發行 ノ證券ノ偽造變造ニ關スル 件	八條 (立法)	両院承諾 廃止：明治三十八年三月二十 日法律第六十六號「外國ニ於 テ流通スル貨幣紙幣銀行券証 券偽造變造及模造ニ関スル法 律」による。
24	明治 37 年 9 月 29 日	勅令第二百十二號 徴兵令中改正ノ件	八條 (立法)	両院承諾 消滅：昭和二年四月一日法律 第四十七號「兵役法」（徴兵 令改正法律）制定による。
25	明治 37 年 10 月 26 日	勅令第二百九十一號 俘虜ノ處罰ニ關スル件	八條 (立法)	両院承諾 廃止：承諾とともに直ちに明 治三十八年三月一日法律第 三十八號「俘虜処罰ニ関スル 法律」議決による。
26	明治 37 年 11 月 10 日	勅令第二百二十八號 公債募集ニ關スル件	八條 (立法) (財政)	両院承諾 廃止：昭和二十九年五月 二十二日法律第二百一十一號 (前出)による。
27	明治 38 年 7 月 8 日	勅令第九十四號 公債募集ニ關スル件	八條 (立法) (財政)	両院承諾 廃止：昭和二十九年五月 二十二日法律第二百一十一號 (前出)による。
28	明治 38 年 9 月 6 日	勅令第二百五號 東京府内一定ノ地域ニ戒嚴 令中必要ノ規定ヲ適用スル ノ件	八條 (準戒 嚴)	帝国議會不提出 廃止：→ 30 による。
29	明治 38 年 9 月 6 日	勅令第二百六號 新聞紙雜誌ノ取締ニ關スル 件	八條 (立法)	帝国議會不提出 廃止：→ 30 による。
30	明治 38 年 11 月 29 日	勅令第二百四十二號 明治三十八年勅令第二百五 號及同年勅令第二百六號廢 止ノ件	八條 (立法)	帝国議會不提出
31	明治 42 年 10 月 18 日	勅令第二百三十五號 明治三十九年法律第五十六 號（韓國ニ於ケル裁判事務 ニ關スル件）廢止ノ件	八條 (立法)	帝国議會不提出

論 説

32	明治43年 8月29日	勅令第三百二十四號 朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關 スル件	八條 (立法)	不承諾：先議の衆議院不承諾 同一法律制定 失効：明治四十四年三月 二十五日勅令第三十號「明治 四十三年勅令第三百二十四號 (朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關 スル件)ノ効力ヲ将来ニ失ハ シムル件」による。
33	明治43年 8月29日	勅令第三百二十六號 財政上必要處分ノ件	七十條 (財政)	両院承諾 廢止：昭和二十九年五月 二十二日法律第二百一號 (前出)による。
34	明治43年 8月29日	勅令第三百二十七號 財政上必要處分ノ件	七十條 (財政)	両院承諾 廢止：昭和二十九年五月 二十二日法律第二百一號 (前出)による。
35	明治43年 8月29日	勅令第三百二十八號 財政上必要處分ノ件	七十條 (財政)	両院承諾 廢止：昭和二十九年五月 二十二日法律第二百一號 (前出)による。
36	明治43年 8月29日	勅令第三百二十九號 朝鮮ニ於ケル臨時恩賜ニ關 スル件	八條 (立法)	両院承諾 廢止：昭和二十九年五月 二十二日法律第二百一號 (前出)による。
37	明治43年 8月29日	勅令第三百三十號 舊韓國政府ニ屬シタル歳入 歳出ノ豫算ニ關スル會計ノ 經理及舊韓國政府ニ屬シタ ル財産ノ管理ニ關スル件	八條 (立法)	両院承諾 廢止：昭和二十九年五月 二十二日法律第二百一號 (前出)による。
38	明治43年 8月29日	勅令第三百三十一號 朝鮮ヨリ移入スル貨物ノ移 入税等ニ關スル件	八條 (立法)	両院承諾 廢止：大正九年八月七日法律 第五十號「明治四十三年勅令 第三百三十一號(朝鮮ヨリ移 入スル貨物ノ移入税等ニ關ス ル件)等ノ廢止ニ關スル法律」 による。
39	明治43年 8月29日	勅令第三百三十三號 内地、臺灣及樺太ト朝鮮ト ノ間ニ出入スル船舶及物件 ノ檢疫及取締ニ關スル件	八條 (立法)	両院承諾 実効性喪失

近代日本政治における緊急勅令の概要（増田）

40	明治 43 年 8 月 29 日	勅令第三百三十六號 特許法、意匠法及實用新案 法ヲ朝鮮ニ施行スルコトニ 關スル件	八條 (立法)	兩院承諾 廃止：昭和二十九年六月一日 法律第一三八号「通商産業省 關係法令の整理に関する法律 」による。
41	明治 43 年 8 月 29 日	勅令第三百三十七號 商標法ヲ朝鮮ニ施行スルコ トニ關スル件	八條 (立法)	兩院承諾 廃止：昭和二十九年六月一日 法律第一三八号(前出)による。
42	明治 43 年 8 月 29 日	勅令第三百三十八號 著作権法ヲ朝鮮ニ施行スル コトニ關スル件	八條 (立法)	兩院承諾 実効性喪失
43	明治 43 年 9 月 30 日	勅令第四百六號 朝鮮總督府特別会計ニ關ス ル件	八條 (立法) 七十條 (財政)	兩院承諾 廃止：昭和二十一年九月一三 日法律第二一號「政府出資特 別会計法外二十一法令の廃止 等に関する法律」による。
44	大正 4 年 2 月 15 日	勅令第十一號 衆議院議員選舉資格ニ關ス ル件	八條 (立法)	兩院承諾 廃止：昭和二十九年五月一日 法律第八二号「自治庁關係法 令の整理に関する法律」によ る。
45	大正 6 年 9 月 29 日	勅令第百七十一號 戰時船舶管理令	八條 (立法)	兩院承諾 失効
46	大正 6 年 10 月 30 日	勅令第二百二號 小額紙幣發行ニ關スル件	八條 (立法)	兩院承諾 廃止：昭和二十九年五月 二十二日法律第二百一十一号 (前出)による。
47	大正 7 年 8 月 16 日	勅令第三百二十四號 穀類取用令	八條 (立法)	衆議院承諾、貴族院審議未了 失効：大正八年四月五日勅令 第八十五號「穀類取用令ノ効 力ヲ将来ニ失ハシムル件」に よる。
48	大正 7 年 10 月 30 日	勅令第三百七十三號 米及粳ノ輸入税ノ低減又ハ 免除ニ關スル件	八條 (立法)	兩院承諾 実効性喪失
49	大正 8 年 6 月 23 日	勅令第三百四號 獨逸國等ニ屬スル財産管理 ノ件	八條 (立法)	衆議院承諾後、解散のため貴 族院審議未了 失効：大正九年三月二十五日 勅令第四十七號「大正八年勅 令第三百四号(獨逸國等ニ屬 スル財産管理ノ件)ノ効力ヲ 将来ニ失ハシムル件」による。

論 説

50	大正 8 年 11 月 28 日	勅令第四百七十八號 大豆、生牛肉、鳥卵、綿織 絲及綿織物ノ輸入税ノ低減 又ハ免除ニ關スル件	八條 (立法)	衆議院承諾後、解散のため貴 族院審議未了 失効：大正九年三月二十五日 勅令第五十一號「大正八年勅 令第四百七十八号（大豆、生 牛肉、鳥卵、綿織糸及綿織物 ノ輸入税ノ低減又ハ免除ニ關 スル件）ノ効力ヲ将来ニ失ハ シムル件」による。
51	大正 9 年 3 月 25 日	勅令第四十八號 獨逸國等ニ屬スル財産管理 ノ件	八條 (立法)	両院承諾 実効性喪失
52	大正 9 年 3 月 25 日	勅令第五十二號 大豆、生牛肉、鳥卵、綿織 絲及綿織物ノ輸入税ノ低減 又ハ免除ニ關スル件	八條 (立法)	両院承諾 廢止：昭和二十九年五月 二十二日法律第二百一十一号 (前出) による。
53	大正 9 年 4 月 8 日	勅令第八十七號 帝國ト獨逸國トノ間ニ設置 スル混合仲裁裁判所ニ關ス ル件	八條 (立法)	両院承諾 実効性喪失
54	大正 9 年 5 月 27 日	勅令第七十一號 同盟及聯合國ト獨逸國トノ 平和條約ニ依ル財産處理ニ 關スル件	八條 (立法)	両院承諾 実効性喪失
55	大正 9 年 10 月 14 日	勅令第四百八十五號 帝國ト奧地利國トノ間ニ設置 スル混合仲裁裁判所ニ關ス ル件	八條 (立法)	両院承諾 実効性喪失
56	大正 9 年 11 月 18 日	勅令第五百三十四號 同盟及聯合國ト奧地利國ト ノ平和條約ニ依ル財産處理 ニ關スル件	八條 (立法)	両院承諾 実効性喪失
57	大正 10 年 8 月 9 日	勅令第三百七十五號 帝國ト洪牙利國トノ間ニ設置 スル混合仲裁裁判所ニ關ス ル件	八條 (立法)	両院承諾 実効性喪失
58	大正 10 年 8 月 9 日	勅令第三百七十六號 同盟及聯合國ト洪牙利國ト ノ平和條約ニ依ル財産處理 ニ關スル件	八條 (立法)	両院承諾 実効性喪失
59	大正 12 年 9 月 2 日	勅令第三百九十六號 非常徵發令	八條 (立法)	両院承諾 廢止：大正十三年七月十八日 法律第七號「非常徵發令廢止 ニ關スル法律」による。

近代日本政治における緊急勅令の概要（増田）

60	大正 12 年 9 月 2 日	勅令第三百九十八號 一定ノ地域ニ戒嚴令中必要 ノ規定ヲ適用スルノ件	八條 (準戒嚴)	帝国議會不提出 廢止：→ 74 による。
61	大正 12 年 9 月 7 日	勅令第四百三號 治安維持ノ爲ニスル罰則ニ 關スル件	八條 (立法)	兩院承諾（貴族院先議） 廢止：大正十四年四月二十二 日法律第四十六號「治安維持 法」による。
62	大正 12 年 9 月 7 日	勅令第四百四號 私法上ノ金錢債務ノ支拂延 期及手形等ノ權利保存行爲 ノ期間延長ニ關スル件	八條 (立法)	帝国議會不提出 消滅：本令の目的事項完了に よる。
63	大正 12 年 9 月 7 日	勅令第四百五號 生活必需品ニ關スル暴利取 締ノ件	八條 (立法)	兩院承諾 廢止：大正十五年三月二十五 日法律第五號「大正十二年勅 令第四百五號（生活必需品ニ 關スル暴利取締ノ件）廢止法 律」による。
64	大正 12 年 9 月 12 日	勅令第四百九號 東京府神奈川縣等ニ於ケル 現任府縣會議員ノ任期等ニ 關スル件	八條 (立法)	兩院承諾 廢止：昭和二十九年五月一日 法律第八二號「自治庁關係法 令の整理に関する法律」によ る。
65	大正 12 年 9 月 12 日	勅令第四百十號 震災被害者ニ對スル租税ノ 減免等ニ關スル件	八條 (立法)	兩院承諾 廢止：昭和二十九年五月 二十二日法律第二百一十一號 (前出)による。
66	大正 12 年 9 月 12 日	勅令第四百十一號 生活必需品竝土木又ハ建築 ノ用ニ供スル器具、機械及 材料ノ輸入税ノ低減又ハ免 除ニ關スル件	八條 (立法)	兩院承諾 廢止：昭和二十九年五月 二十二日法律第二百一十一號 (前出)による。
67	大正 12 年 9 月 12 日	勅令第四百十二號 震災地ノ行政廳ノ權限ニ屬 スル處分ニ基ク權利利益ノ 存續期間等ニ關スル件	八條 (立法)	兩院承諾 廢止：昭和二十九年七月一日 法律第二百三三號「内閣及び 總理府關係法令の整理に関する 法律」による。
68	大正 12 年 9 月 22 日	勅令第四百二十號 臨時物資供給令	八條 (立法)	先議衆議院不承諾 失効：大正十二年勅令第 五百九號「臨時物資供給令ノ 効力ヲ将来ニ失ハシムルノ 件」による。

論 説

69	大正 12 年 9 月 22 日	勅令第四百二十一號 臨時物資供給特別會計令	八條 (立法) 七十條 (財政)	先議衆議院不承諾 失効：大正十二年十二月 二十四日勅令第五百十號「臨 時物資供給特別會計令ノ効力 ヲ将来ニ失ハシムルノ件」に よる。
70	大正 12 年 9 月 27 日	勅令第四百二十三號 東京府及神奈川県ニ於ケル 衆議院議員選舉人名簿調製 ニ關スル件	八條 (立法)	両院承諾 廃止：昭和二十九年五月一日 法律第八十二号（前出）に よる。
71	大正 12 年 9 月 27 日	勅令第四百二十四號 日本銀行ノ手形ノ割引ニ因 ル損失ノ補償ニ關スル財政 上必要處分ノ件	七十條 (財政)	両院承諾 廃止：昭和二十九年五月 二十二日法律第二百一十一號 （前出）による。
72	大正 12 年 10 月 31 日	勅令第四百七十一號 震災ニ因リ株主名簿ヲ喪失 シタル會社ノ株主總會等ニ 關スル件	八條 (立法)	両院承諾 現行法令
73	大正 12 年 11 月 12 日	勅令第四百七十五號 法人ニ對スル破産宣告ニ關 スル件	八條 (立法)	両院承諾 廃止：平成十一年十二月 二十二日法律第六十号「中 央省庁等改革関係法施行法」 による。
74	大正 12 年 11 月 15 日	勅令第四百七十八號 大正十二年勅令第 三百九十八號一定ノ地域ニ 戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用 スルノ件廢止ノ件	八條 (立法)	帝國議會不提出
75	大正 13 年 2 月 23 日	勅令第二十一號 震災被害者ノ營業稅課稅標 準算定ノ特例等ニ關スル件	八條 (立法)	両院承諾 廃止：昭和二十九年五月 二十二日法律第二百一十一號 （前出）による。
76	大正 13 年 3 月 1 日	勅令第四十六號 震災善後ニ関スル經費支辨 ノ爲公債發行ニ關スル件	七十條 (財政)	両院承諾 廃止：昭和二十九年五月 二十二日法律第二百一十一號 （前出）による。
77	大正 14 年 7 月 3 日	勅令第二百四十五號 牛ノ傳染性肋膜炎ノ防遏 ニ關スル件	八條 (立法)	両院承諾 廃止：昭和二年三月三十一日 法律第二十八號「家畜傳染病 予防法中改正法律」による。

近代日本政治における緊急勅令の概要（増田）

78	昭和2年 4月22日	勅令第九十六號 私法上ノ金銭債務ノ支拂延 期及手形等ノ權利保存行爲 ノ期間延長ニ關スル件	八條 (立法)	両院承諾 実効性喪失
79	昭和3年 6月29日	勅令第二百二十九號 治安維持法中改正ノ件	八條 (立法)	両院承諾 全部改正：昭和十六年三月十 日法律第五十四號「治安維持 法」
80	昭和6年 12月17日	勅令第二百九十一號 銀行券ノ金貨兌換ニ關スル 件	八條 (立法)	衆議院解散のため承諾を得る に至らず。 失効：昭和七年一月二八日勅 令第三號「昭和六年勅令第 二百九十一號ノ効力ヲ将来ニ 失ハシムルノ件」による。
81	昭和7年 1月28日	勅令第四號 銀行券ノ金貨兌換ニ關スル 件	八條 (立法)	両院承諾 廢止：昭和十二年八月十一日 法律第六十號「金準備評価法」 による。
82	昭和7年 1月31日	勅令第六號 滿洲事件ニ關スル經費支辨 ノ爲公債發行ニ關スル件	七十條 (財政)	両院承諾 廢止：昭和二十九年五月 二十二日法律第二百一十一號 (前出)による。
83	昭和7年 1月31日	勅令第七號 昭和六年度ニ於ケル國債償 還資金ノ繰入一部停止ニ關 スル件	八條 (立法)	両院承諾 廢止：昭和二十九年五月 二十二日法律第二百一十一號 (前出)による。
84	昭和7年 2月15日	勅令第十四號 滿洲事件ニ關スル經費支辨 ノ爲公債發行ニ關スル件	七十條 (財政)	両院承諾 廢止：昭和二十九年五月 二十二日法律第二百一十一號 (前出)による。
85	昭和7年 3月3日	勅令第十九號 滿洲事件ニ關スル經費支辨 ノ爲公債發行ニ關スル件	七十條 (財政)	両院承諾 廢止：昭和二十九年五月 二十二日法律第二百一十一號 (前出)による。
86	昭和11年 2月12日	勅令第七號 災害善後ニ關スル經費支辨 ノ爲公債發行ニ關スル件	七十條 (財政)	両院承諾 廢止：平成十一年十二月 二十二日法律第六十號（前 出）による。
87	昭和11年 2月27日	勅令第十八號 一定ノ地域ニ戒嚴令中必要 ノ規定ヲ適用スルノ件	八條 (準戒嚴)	両院承諾 廢止：→89による。

論 説

88	昭和11年 3月4日	勅令第二十一號 東京陸軍軍法會議ニ關スル件	八條 (立法)	両院承諾 廃止：昭和十三年四月九日法律第八十號「昭和十一年勅令第二十一号（東京陸軍軍法會議ニ関スル件）廃止法律」による。
89	昭和11年 7月17日	勅令第百八十九號 昭和十一年勅令第十八號一定ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件廢止ノ件	八條 (立法)	手続きの特例 承諾済緊急勅令の廃止 衆議院解散のため承諾を得るに至らず。失効公布せず。次の議会にも提出せず。
90	昭和12年 4月15日	勅令第百三十號 鐵ノ之入税免除ニ關スル件	八條 (立法)	両院承諾 廃止：昭和十二年四月十五日勅令第百三十號「鉄ノ輸入税免除ニ関スル件」による。
91	昭和16年 10月4日	勅令第八九一號 臨時郵便取締令	八條 (立法)	両院承諾 廃止：昭和二十年十月二十四日勅令第六百五號「昭和二十年勅令第五百四十二號「ポツダム」宣言ノ受諾ニ件ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク臨時郵便取締令廢止ノ件」による。
92	昭和16年 10月16日	勅令第九二三號 昭和十四年法律第一號兵役法中改正法律中改正ノ件	八條 (立法)	両院承諾
93	昭和20年 9月13日	勅令第五三七號 衆議院議員選挙法第十二條の特例に関する件	八條 (立法)	両院承諾
94	昭和20年 9月20日	勅令第五四二號 「ポツダム」宣言の受諾に伴い発する命令に関する件	八條 (立法)	両院承諾
95	昭和21年 2月17日	勅令第八三號 金融緊急措置令	八條 (立法)	両院承諾
96	昭和21年 2月17日	勅令第八四號 日本銀行券預入令	八條 (立法)	両院承諾
97	昭和21年 2月17日	勅令第八五號 臨時財産調査令	八條 (立法)	両院承諾
98	昭和21年 2月17日	勅令第八六號 食糧緊急措置令	八條 (立法) 七十條 (財政)	両院承諾

近代日本政治における緊急勅令の概要（増田）

99	昭和21年 2月17日	勅令第八八號 隠匿物資等緊急措置令	八條 (立法)	両院承諾
100	昭和21年 2月20日	勅令第九〇號 日本銀行券預入令ノ特例ノ 件	八條 (立法)	両院承諾
101	昭和21年 3月9日	勅令第二百七號 復員ニ関スル経費等支出ノ 件	七十條 (財政)	両院承諾
102	昭和21年 3月9日	勅令第二百八號 所得税中改正等ノ件	八條 (立法)	両院承諾
103	昭和21年 3月23日	勅令百五九號 生鮮食料品、石炭、鉄及電 気銅ニ関スル価格調整補給 金等支出ノ件	七十條 (財政)	両院承諾
104	昭和21年 3月30日	勅令第二百七九號 政府職員ノ給与改善ニ伴ヒ 要スル経費等支出ノ件	七十條 (財政)	両院承諾
105	昭和21年 3月30日	勅令第二百八十號 通信事業特別会計業務勘定 又ハ帝国鉄道会計収益勘定 ニ於ケル昭和二十年度ノ追 加経費支弁又ハ歳入不足補 填ノ為ノ追加借入金及帝国 鉄道会計用品資金補足ノ爲 ノ公債発行ニ関スル件	八條 (立法) 七十條 (財政)	両院承諾
106	昭和21年 4月27日	勅令第二四一號 昭和二十一年度ニ於ケル大 蔵省証券及借入金ノ最高額 ニ関スル件	七十條 (財政)	両院承諾
107	昭和21年 4月27日	勅令第二四二號 外地等職員ノ帰還ニ伴ヒ要 スル経費等支出ノ件	七十條 (財政)	両院承諾

緊急勅令中、内閣が議会に提出しなかったものは十三件、提出され不承諾の議決が行われ失効したものは九件、衆議院が承諾前と承諾後のいずれかで解散になり、結果として両院の承諾を得られずに失効したものは七件、目的事項完了で消滅したものは一件であった。他は両院の承諾の議決を得ている。なお、失効の手続きは勅令で行われたが、廃止の手続きについては法律または緊急勅令により行われている。

二 責任解除

緊急勅令が法律に代わる命令であることの重要性は、衆貴両院が事後承諾すれば緊急勅令がそのまま恒久法として効力を継続することであった。そこで問題となるのは事後承諾の目的であった。基本的に政府は緊急勅令を議会に提出して承諾を求める理由として、将来に施行する必要がある場合に限るとし、その必要がない場合は内閣単独で廃止し、議会の承諾は必要ないという解釈に基づく手続きを採っていた。前掲<表2>では議会不提出が十三件ある。また、事後承諾案について議会は承諾の可否のみを議決し、修正を加えたり一部分を承諾したりすることはできなかった。

それに対し、衆議院側は次のような異議を唱えていた⁸⁾。

「……政府ガ議會ノ抗議ヲ畏レ、其閉會ノ場合ヲ時トシ恣ニ非理不當ナル緊急勅令ヲ發シ、次期議會ノ將ニ開カレントスルニ先チ又緊急勅令ヲ發シ以テ之ヲ廢止シ苟クモ其責ヲ免ガレントスル如キアラバ非立憲の行爲ノ甚シキモノニアラズヤ……」

「緊急勅令ヲ以テ法律ヲ廢止シタル場合ニ於テ議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要セズトセバ政府ハ議會ノ議決シタル法律ヲ任意ニ廢止シ而シテ議會ハ全ク之ニ容喙スルノ權利ヲ失却シ憲法上議會ノ有スル權限ヲ蹂躪スルノ甚シキモノナリト信ズ……」

議会の異議申し立ては当然であった。そもそも『憲法義解』では、内閣が濫用することを警戒し、事後承諾につき議会の監督権を認め、目的が「事後検査」であることを説明していたからである。「検査」（審査）の内容については、発令時の憲法の要件を満たしているかという、憲法解釈とその運用についての審査であること、さらに立法上の意見に基づき、効力の継続を止めることができるとされていた⁹⁾。（下線—筆者註）

8) 「緊急勅令に関する解説 金森徳次郎」（「佐藤達夫関係文書」一三六六、二八、三三頁。

9) 前掲『憲法義解』三二—三三頁。

「若政府にして此の特権に託し、容易に議會の公議を回避するの方便となし、又以て容易に既定の法律を破壊するに至ることあらば、憲法の條規は亦空文に歸し、一も臣民の爲に保障を爲すこと能はざらむとす。故に本條は又議會を以て此の特権の監督者たらしめ、緊急命令を事後に検査して之を承諾せしむべきことを定めたり。」

「議會は何の理由に因り其の承諾を拒むことを得べきや。曰。此の勅令の憲法に矛盾し又は本條に掲げたる要件を缺きたることを發見したるとき、又は其の他の立法上の意見に由り承諾を拒むことを得べし。」

ところで『憲法義解』は事前統制については何も述べていなかった。おそらく『義解』作成時には、事後統制だけを想定しており、そのため政府の責任を解除する目的で、事後統制の機能を議會に付与したと考えられる。事前統制が行われない場合であっても、事後統制が実質的に機能すれば緊急勅令の濫用を抑制し、「立憲独裁」を必要最小限にすることが可能はずであった。

そこで実質的に議會が事後統制を行うためには、『義解』の言う、発令の要件認定（憲法判断）、議會の政府への監督権による審査を行う必要があった。現実にはそれらを一挙に実現できない場合であっても、内閣が天皇だけでなく、議會に対しても責任を持つという「責任内閣論」による責任解除を事後承諾の目的とすることがその一歩となるはずであった。

その場合、手続きについては発令に伴う責任解除と、将来に向けての効力継続の必要性とを区別し、そのどちらについても法律事項として扱うという方法があり得た。実際に承諾と共に直ちに廃止するための法律を議決した一九〇五（明治三八）年の第二一議會があり、また、承諾と共に同一法律を成立させた一九一〇（明治四三）年の第二七議會の例が存在している。

なお、緊急勅令の廃止を緊急勅令ではなく、明治憲法下の法律で行った例は、前掲<表2>番号（8）の勅令第九十二号、（23）明治三十七年勅令第七十七号、（25）明治三十七年勅令二百九十一号、（38）明治四三年勅令第三百三十一号、（59）大正十二年勅令第三百九十六号、（61）同年勅令四百三十三号、（63）同年勅令四百五十五号、（77）大正十四年勅令第二百四十五号、（81）昭和七年勅令第四号、（88）昭和十一年勅令二十一号、の合計十件あり、それらはすべて八條によるものであった。

ところで、一九一八（大正七）年九月末に立憲政友会の原敬内閣が成立し、横田千之助が法制局長官に任用された。緊急勅令の事後承諾を求める目的について、横田長官は、「憲法八條ノ條件ニ適合シテ居ルカドウカト云フコトト将来ニ於テ効力ヲ與ヘテ貫ヒタイト云フ」の、二点であると議会で説明した¹⁰⁾。横田長官のこの答弁は「議會ノ審議表決ノ權利ヲ尊重スル意味ヲ明白ニシタ」と歓迎された¹¹⁾。ようやく議会の事後承諾に、政府の責任解除という事後審査の性格が認められたと言える。内閣法制局長官は自由任用であったため政党勢力の自由主義的解釈を持ち込むことができたことが変化をもたらしたと考えられる。

三 事後統制の否定

ところがその後、横田長官の解釈は否定されていった。のちに第二次大戦後に設置された憲法問題調査委員会の委員長となる松本烝治は、関東大震災（一九二三・大正一二年九月一日）の発生直後に法制局長官に任命され、四七議会で緊急勅令の事後承諾案の説明を行った。関東大震災では、明治憲法下で最多の緊急勅令が発令され十六件にも上った（前掲〈表2〉番号 59-74）。衆議院議員たちは、八條一項の要件を満たしていないとして緊急勅令の濫発を批判した。「治安維持ノ爲ニスル罰則ニ關スル件」（同61）の廃止建議案を提出した議員に対し、松本法制局長官は激しく応酬し、「発布当時ガドウデアツタトカ、責任解除トカ云フコトハ、附ケ足りノ意味ニナル」と一蹴する答弁を行っていた¹²⁾。この治安維持令は現行の取締法の罰則を重くしたものであり、一九二五（大正十四）年の治安維持法の制定により廃止されることとなる。

松本烝治の議会の事後承諾についての解釈は次の通りであった¹³⁾。（下線と句読点は筆者が追記）

「……緊急勅令ハ其ノ将来ノ効力ヲ有スルト否トヲ問ハズ之ヲ議會

10) 前掲「緊急勅令に関する解説 金森徳次郎」、三五頁。

11) 同前、三六頁。

12) 国立国会図書館 HP、「第四十七回帝国議會衆議院 大正十二年勅令第四百三号 委員会議録（速記）第四回、大正十二年十二月二十三日、一三頁」。

13) 前掲「緊急勅令に関する解説 金森徳次郎」37 - 39 頁。

ニ提出スルコトヲ要スル学説アリ（美濃部達吉一筆者註）、緊急勅令ヲ議會ニ提出スルハ其ノ發布ガ憲法ノ要求スル條件ニ適合セルヤ否ヤ及将来ニ向テ其効力ヲ有セシムルノ必要アリヤ否ヤノ二點ニ付テ審議表決ヲ求ムルノ趣旨ナリトス、即チ議會ノ承諾ニ因リテ勅令發布ニ關スル政府ノ責任ガ解除セラルルモノナリトス。然レドモ緊急勅令ノ發布ノ当否ニ關スル政府ノ責任ハ議會ハ質問、決議、上奏等ノ手段ニ依リテ之ヲ問フコトヲ妨ゲラザルモノニシテ、敢テ勅令ヲ議會ニ提出スルコトヲ條件トセザルナリ。憲法ハ議會ノ承諾ヲ以テ勅令將來ノ効力保續ノ要件トス、若シ議會提出ノ趣旨上掲セル二點ノ審議ヲ求ムルトセバ責任ノ解除ヲ生ズルノ矛盾ヲ生ジ、之ニ反シ發布遵法ナルモ將來ノ効力保續ヲ要セザル場合ニ於テ承諾セバ將來ノ効力ノ保續ヲ生ズルノ撞クヲ来スベク、議會ハ承諾ノ決議ヲ爲スベキヤ否ヤヲ決定スルコト能ハザルニ至ルベシ。之ヲ要スルニ緊急勅令ノ事後承諾ハ其將來ニ向テ効力ヲ有セシムルヲ目的トスルコト憲法第八條第二項ノ精神ニシテ、將來ノ効力保續ノ問題ナキ勅令ハ議會ノ承諾ヲ求ムルノ要ナク、從テ之ヲ議會ニ提出スルノ要ナキモノナリ。」

松本の批判している学説とは美濃部達吉の責任解除論であった¹⁴⁾。前述したように、仮に議会在事後統制を行う場合、事後承諾で法律による廃止または法律による効力の継続を行う方法があり得た。だが、松本は議会の事後統制を真っ向から否定していた。事後承諾については将来の効力継続と発令時の責任解除を同時に行うことは困難として、責任解除論を切り捨て、将来の効力保持だけに諾否を与えるべきだと主張している。

官僚にとって世論や議会の反対を引き起こす政策や立法を、緊急事態に乗じて成立させ、かつその効力を恒久法として持続させることができれば好都合であった。その典型の一つが有名な治安維持法の改正を緊急勅令で強行した事例である¹⁵⁾。

14) 美濃部達吉『憲法撮要』大正十四年、有斐閣、四二二頁。同『逐條憲法精義』有斐閣 1937 年、二〇八—二一〇頁。

15) 第一次大戦後の治安法制の変化については、松尾尊允「第一次大戦後の治安立法構想藤原彰・松尾編『論集現代史』筑摩書房、1976 年。渡辺 治「一九二〇年代における天皇制国家の治安法制再編をめぐって」、東京大学社会科学研究会編『社会科学研究』二七巻五・六合併号、1976 年。目的遂行罪については、奥平康弘『治安維持法小史』筑摩書房、1986 年。最近の研究として、中澤俊輔『治安維持法』中公新書、2012 年、参照。

震災中に緊急勅令で発令された治安維持令は、現行法の罰則を強化することしかできなかった。ところが、治安維持法が一九二五（大正十四年）に成立し、三年後に一部改正案が第五五特別議会に提出され、審議未了となったものの、政友会・田中義一内閣は次の議会を待たずに緊急勅令で施行した（＜表2＞番号79）。この緊急勅令は枢密院の事前統制の段階では違憲論による激しい批判があり発令が危ぶまれたにもかかわらず、翌年の五六議会で事後承諾が行われ恒久法となった。議会の事後承諾の段階においては議論が紛糾することなく承諾が議決された。

第五六議会の貴族院で司法大臣原嘉道は、「責任解除ト云フ言葉ガ當ルカ否カハ知りマセヌガ、政府ニ於キマシテハ緊急勅令發布ノ必要ガアッタト云フ事由ガ、矢張り帝国議會ノ承諾ヲ求ムル理由ト相成ルモノト考ヘテ居リマス」と述べていた¹⁶⁾。議会の事後統制による責任解除論を認めたわけではない。前年の三・一五事件での検挙漏れ党员および共産党非加入者を一網打尽にする必要への賛同を求めて述べたに過ぎない。また、効力の継続については、すでに検挙した者を重罰で起訴するため、恒久法化する必要があるという司法側の政治的理由があった。その動機を端的に示すのは、原司法大臣が与党の鈴木喜三郎議員（前内務大臣、元検事総長）の質問に答えた時の貴族院議事録の抜粋である¹⁷⁾。（下線は原文のママ）。

「・・・此ノ新法ノ即チ緊急勅令發布後ニ起訴セラレテ、新法ノ適用ヲ受ケマスル者ガ現在マデノ所四十名アルノデアリマス、其中ニ結社ノ目的ノ遂行ノ爲ニスル行爲ヲナシテ居ル者トシテ起訴サレテ居ル者ガ二十七名ニ達シテ居ルノデアリマス、是等ノ者ノ中ニハ、若シ結社ノ目的ノ遂行ノ爲ニスル行爲ヲナシタト云フ規定ガ法律ニアリマセヌデシタナラバ、或ハ二條以下デ處分シ得ル者モナキニシモアラズデアリマスガ、又是ニ依ツテ處分ノ出来ナイ者モアリマス、若シ此ノ緊急勅令ガ將來ニ向ツテ効力ヲ失フト云フコトニナリマス、結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲナシタモノトシテハ處罰スルコトガ出来ナイノデアリマス、従ツ

16) 国立国会図書館 HP、「第四十七回帝国議會貴族院 本會議 昭和四年三月十九日、九二七頁」。

17) 「参考 昭和三年勅令第一二九號（治安維持法註改正ノ緊急勅令）ニ關スル速記録抜粋」、前掲「緊急勅令に関する解説 金森徳次郎」に所収。

テ二十七名ト云フモノノ多数ハ釋放セネバラナヌコトニナル、(略)之ヲ我日本ノ社会ニ自由ノ儘ニシテ置クト云フコトハ、是ハ即チ將來ニ於テモ矢張り共産党ノ目的遂行ノ行爲ヲ繼續スルモノト見ナケレバナラヌ、其危険性ガ頗ル大ナルモノト考ヘルノデアリマス、從ツテ此ノ理由ヨリ致シマシテモ、緊急勅令ノ効力ガ將來ニ存續セシメルト云フコトハ是非トモ必要デアルト思フノデアリマス

○鈴木喜三郎君 段々ノ政府ノ御説明ニ依リマシテ、今尚ホ此勅令ノ効力ヲ持續セシメル必要アルコトハ十分了解イタシマシタカラ、私ハ此勅令ニ向ツテ承諾ヲ與フベシト云フ意見ヲ申シ上ゲマス」

議会在事後統制の機能を有し発揮することは、立憲独裁を抑制するためには不可欠であった。だが、その後の緊急勅令の事後承諾案について、政府の責任を追及する目的で議会在不承諾を議決した例はない。『憲法義解』という後ろ盾がありながら、それに反する松本ら法制官僚の解釈と運用が確立するのは、自由主義保守主義政党と官僚らにとって反体制の思想と社会運動を弾圧する治安立法が合理的選択だったからにほかならない。

ここから歴史の教訓を引き出すとすると、実際の政治過程においては、議会在勢力が立憲主義・民主主義的統制を実質化していこうとする強固な意思を持ち、それを追求し続けることを期待するのは楽観的すぎるといふことである。国民にとっては人権保障のため、議会在に実質的な統制の役割を果たすことを憲法上義務付ける必要があると考えられる。

四 準戒嚴（行政戒嚴）の緊急勅令

さて、前掲<表2>をあらためて見ると、少なくとも二つ検討課題が残っていることに気がつく。その一つは、朝鮮、台湾の植民地および国外における緊急勅令の効力についてであり、二つめは準戒嚴（行政戒嚴）として用いられた緊急勅令についてである。前者については、実質的効力が法律と同じであるが、形式が勅令であることから、国外の日本の支配地域において効力が及んでいた可能性があった。（<表2>番号45）「戦時船舶管理令」、(46)「小額紙幣發行ニ關スル件」、(47)「穀類収用令」、(49)「獨逸國等ニ屬スル財産管理ノ件」、(63)「生活必需品ニ關スル暴利取締ノ件」

が該当する事例と見られていたが、詳細は不明である¹⁸⁾。後者の準戒厳(行政戒厳)については、<表2>に太字で示してある通り、発令事案に関連して集中的に緊急勅令が発令されていたことがわかる。

ここであらためて自民党憲法改正草案に目を向けてみると、「Q&A 増補版」では九章九十八条の「緊急事態宣言」について、「[よく戒厳令ではないか] などという人がいますが、決してそのようなことはありません。九十九条に規定している効果を持たせたいときに、緊急事態の宣言を行うのである。」と記載されている¹⁹⁾。また、敵国が攻撃してきた場合の対処については草案九十八条の緊急事態宣言ではなく、九条二項(国防軍)で行うとも書かれてある。しかし、有事の軍事上のオペレーションと災害・武力攻撃における治安維持とは個別に発生する事象であることから、自民党改憲草案は、九条二項による軍事戒厳と九十八条による「準戒厳」(行政戒厳)という、二種類の戒厳を実際には想定しているのではないかと思われる。

明治憲法の場合、第三十一條の非常大権、第十四條の戒厳大権および第八條・第七十條の緊急勅令が規定されており、一見すると緊急事態法令が完備されていたように見える。だが、実際には三十一條非常大権は使われたことはなかった。十四條戒厳大権については、一項の戒嚴の宣告(國務事項)だけが使われ、二項の「戒嚴ノ要件及効力」は法律事項であるにもかかわらず、結局、法律が制定されないまま、明治十五年制定の「戒嚴令」の一部(第七條、第十四條)が使われ続けた。その結果、日常の想定を超えた真の緊急事態の出現に際し、軍事戒嚴とは異なり、國務と統帥が混在する緊急勅令による準戒嚴が使われ、当時の日本の社会・政治・経済に深刻な事態を招くこととなった。

軍事戒嚴の事例と準戒嚴の事例を簡単に整理し概観してみたい²⁰⁾。天皇の戒嚴大権、すなわち十四條一項による戒嚴の宣告が行われたのは明治憲法下で七件あった。加えて所謂外地での明治十五年戒嚴令を施行したものが四件ある(下記番号2, 9～11)。

18) 前掲「緊急勅令に関する解説 金森徳次郎」9～12頁。

19) 前掲「Q&A 増補版」33頁。

20) 戒嚴令についての先行研究として大江志乃夫『戒嚴令』岩波新書、1978年を参照。

- | | | |
|----|-----------------|-----------------------------|
| 1 | 明治二十七年勅令第百七十四號 | 戒嚴宣告ノ件（日清戦争、広島県
広島市・宇品） |
| | 明治二十八年勅令第七十六号 | 戒嚴解止ノ件（日清戦争、広島県
広島市・宇品） |
| 2 | 明治三十年勅令第一百一號 | 明治十五年戒嚴令施行ノ件（台湾） |
| 3 | 明治三十七年勅令第三十六號 | 戒嚴宣告ノ件（日露戦争、長崎県
長崎要塞地帯） |
| 4 | 明治三十七年勅令第三十七號 | 戒嚴宣告ノ件（日露戦争、長崎県
佐世保要塞地帯） |
| 5 | 明治三十七年勅令第三十八號 | 戒嚴宣告ノ件（日露戦争、長崎県
対馬沿海） |
| 6 | 明治三十七年勅令第三十九號 | 戒嚴宣告ノ件（日露戦争、北海道
函館要塞地帯） |
| | 明治三十八年勅令第二百十九號 | 戒嚴解止ノ件（日露戦争、長崎・
北海道） |
| 7 | 明治三十八年勅令第三百三十三號 | 戒嚴宣告ノ件（日露戦争、澎湖島
馬公要港） |
| 8 | 明治三十八年勅令第百六十號 | 戒嚴宣告ノ件（日露戦争、臺灣全
島沿海） |
| | 明治三十八年勅令第百九十三號 | 戒嚴解止ノ件（日露戦争、臺灣・
澎湖島） |
| 9 | 明治四十年勅令第二百五十七號 | 明治十五年戒嚴令施行ノ件（樺太） |
| 10 | 大正二年勅令第二百八十三號 | 明治十五年戒嚴令施行ノ件（朝鮮） |
| 11 | 大正四年勅令第七十三號 | 明治十五年戒嚴令施行ノ件（関東州） |

他方、緊急勅令八條により「(明治十五年) 戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用」した「準戒嚴」(行政戒嚴)が施行されたのは次の三つの事件(日比谷焼き打ち事件、関東大震災、二・二六事件)であった。準戒嚴に直接かかる主要な法令だけを次に挙げる。実際に制定公布された法規は政府の國務事項と軍の統帥事項の双方の側で多岐にわたっている²¹⁾。(事件中に発令され

21) 「戒嚴及準戒嚴ノ先例 昭和十六年六月二八日」(「入江俊郎関係文書」I-1 所収)。「極秘 昭和十六年九月戒嚴令第九條及第十條ノ規定ニ依ル戒嚴司令官ノ

た他の緊急勅令については、前掲〈表 2〉の太字部分を参照のこと。

(1) 日比谷焼討事件

明治三十八年勅令第二百五號 東京府内一定ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件 (明治三十八年九月六日) (〈表 2〉番号 28)

明治三十八年勅令第二百七號 明治三十八年勅令第二百五號ノ施行ニ関スル件 (明治三十八年九月六日) (戒嚴令第九條および第十四條を適用)

明治三十八年勅令第二百五號ノ施行ニ関スル東京衛戍総督命令 (明治三十八年九月六日)

明治三十八年勅令第二百四十二號 明治三十八年勅令第二百五號及同年勅令第二百六號廢止ノ件 (明治三十八年十一月二十九日) (〈表 2〉 30)

(2) 関東大震災

大正十二年勅令第三百九十八號 一定ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件 (大正十二年九月二日) (〈表 2〉 60)

大正十二年勅令第三百九十九號 大正十二年勅令第三百九十八號ノ施行ニ関ス (大正十二年九月二日) (戒嚴令第九條および第十四條を適用)

大正十二年勅令第四百號 関東戒嚴指令部條例 (大正十二年九月三日)

大正十二年勅令第四百一號 大正十二年勅令第三百九十九號中改正ノ件 (大正十二年九月三日)

大正十二年勅令第四百二號 大正十二年勅令第三百九十九號中改正ノ件 (大正十二年九月四日)

関東軍戒嚴司令官命令第一號 (大正十二年九月三日) ~ 第五號 (大正十二年九月二十日)

関東軍戒嚴司令官告諭 (大正十二年九月三日、六日)

大正十二年勅令第四百七十八號 大正十二年勅令第三百九十八號廢止ノ件 (大正十二年十一月十五日) (〈表 2〉 74)

大正十二年勅令第四百七十九號 大正十二年勅令第三百九十九號廢止

権限ト地方官竝ニ各省大臣ノ権限トノ関係ニ付テ 大蔵大臣官房文書課」、同前所収。

ノ件（大正十二年十一月十五日）

大正十二年勅令四百八十號 東京警備司令部令（大正十二年十一月十五日）

(3) 二・二六事件

昭和十一年勅令第十八号 一定ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件（昭和十一年二月二十七日）（〈表2〉87）

昭和十一年勅令第十九号 昭和十一年勅令第十八号ノ施行ニ関スル件（昭和十一年二月二十七日）（戒嚴令第九條および第十四條を適用）

昭和十一年勅令第二十號 戒嚴司令部令（昭和十一年二月二十七日）

昭和十一年百八十九號 昭和十一年勅令第十八号廢止ノ件（昭和十一年七月十七日）（〈表2〉89）

昭和十一年勅令第百九十號 昭和十一年勅令第十九號ノ廢止ノ件（昭和十一年七月十七日）

昭和十一年勅令第百九十一號 昭和十一年勅令第二十號ノ廢止ノ件（昭和十一年七月十七日）

一九二三（大正一二）年九月一日に発生した関東大震災については、明治十五年「戒嚴令」を本来の「国家事変（＝内乱）」ではないにもかかわらず、事変と見なす適用を行っていた。関東大震災では緊急勅令だけでも十六件も発令されており（〈表2〉59－74）、先行研究は軍、官憲の治安警備出動が悲惨な人権侵害を引き起こしたことを指摘している²²⁾。そもそも自然災害は適用外だった古い「戒嚴令」を発動させた結果、起こるべくして起こった人災であったと指摘することができる。憲法第十四條第二項「戒嚴ノ要件及効力」については、「臣民ノ權利義務」にかかる立法事項であることから、法律を制定せずにいたことの政府と帝国議会の不作為の責任は重いと言わざるを得ない。

明治憲法下で緊急事態法制が整備されなかった理由としては、国務事項

22) 関東大震災への政府、軍の対処の概容については、「災害教訓の継承に関する専門調査会報告書・平成20年3月・1923 関東大震災・第2編・第2章国の対応・第二節軍隊の対応」九五頁を参照。URL: http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukunnokkeishou/rep/1923_kanto_daishinsai_2/index.html

と統帥事項の並立という問題があった²³⁾。統帥か国務かどちらかに命令系統を一本化しなければ、中央のみならず地方での調整事項が増えるばかりであり、戦時および関東大震災級の自然災害に機能しないことは容易に予測できた。だが既存の法治構造を前提にすると、全権委任法を前もって制定する方が合理的ということになる。国家総力戦に向けて十四條戒厳も三一条非常大権も、さらには緊急勅令も使わずに、国家総動員法（一九三七年）が制定された。本土決戦に向けては同じく戦時緊急措置法（一九四五年）が制定された。このように立法権を行政権に全権委任する法律が制定されたのは、現実の複雑な統治構造をふまえた官僚たちの合理的選択だったとも考えられるのである。

結語

筆者は自民党改憲草案を検討するにあたり、明治憲法下での緊急勅令の経験的事例が有効なのではないかと考えた。自民党の草案では十分に説明されていない問題を考えるため、明治憲法の形式的立憲主義における緊急勅令の検討を行ってきた。近代日本の形式的立憲主義が明治憲法の制定により確立したという前提の下、別稿では具体的事例を中心に²⁴⁾、本稿では法治の全体像を概観し、緊急勅令の役割を把握しようと試みた。少なくとも本稿では政治過程が法律、勅令、緊急勅令を組み合わせた法治の技術により成立し展開していったことを概観できたのではないかと考える。関心のある方には併せて読んでいただけると幸いである。

両稿を通じて明確になったのは、民主主義と立憲主義による実効性のある統制とはどのようなものであるべきかという課題の重要性であったと思われる。政治過程に位置づけてそれを考えた時、政治権力主体のゲームを超えた人権の絶対的な保障が憲法に規定されていなければ、緊急時にはもちろん、そうでない名目だけの緊急時においても、「法治」に対する民主主義的統制を実現することは困難であった。これを歴史の経験的事例から引き出される教訓として受け止めるならば、事前統制が不可能なほどの緊

23) 同前。

24) 前掲拙論「改憲問題と明治憲法の緊急勅令」『歴史評論』2017年6月号（掲載予定）。

急事態が起り得るとしても、帝国議会と同様に、国会における実効性のある統制が行われない場合のリスクについて、私たちは真剣に考える必要があるのではないかと考える。

<付記>

本論文については次の公的資金の一部を使わせていただいた。

- ・特別経費「電子立法支援システムを基盤とした法令情報の国際発信・共有のための法学・情報科学の融合研究の推進」（名古屋大学大学院法学研究科附属法情報研究センター）
- ・平成28年度科学研究費補助金基盤研究（A）（研究課題番号16H01998）
- ・平成27年度科学研究費補助金挑戦的萌芽研究（研究課題番号15K12160）

